

[USEN 新パートナー制度規約]

株式会社USEN

第1条（用語の定義）

USEN 新パートナー制度規約（以下「本規約」といいます。）において使用する用語は、それぞれ以下の意味で使います。

用語	用語の意味
① 本業務	第6条に定める対象商品をパートナーの顧客（単に、以下「顧客」といいます。）へ積極的に販売し、株式会社USEN（以下「当社」といいます。）にその顧客を紹介する業務
② 本制度	パートナーの本業務履行の結果に対し、本規約およびパートナー登録に定める条件達成に伴い、当社がパートナーに対して、パートナー手数料、販売奨励金を支払う制度
③ パートナー登録	本規約の適用を受ける当社とパートナーとの間の本制度履行に係る登録
④ パートナー申込者	パートナー登録の申込みをする日本国内に所在する法人
⑤ パートナー	パートナー申込者のうち、パートナー登録が成立された者
⑥ パートナー制度登録申込書	パートナー申込者が当社にパートナー登録の登録申込みをする際に用いる当社所定の書面
⑦ パートナーコード	パートナーへ発番される当社のパートナー管理番号
⑧ BGM	当社の音楽放送サービス
⑨ パートナー手数料	パートナーの本業務履行の対価として、当社がパートナーへ支払う手数料

第2条（本規約の適用）

1. 当社は、本規約を定め、本規約およびパートナー登録に従い、本制度を提供します。
2. 本規約に定めるほか、別途規定がある場合、当該規定が本規約の定めより優先して適用されるものとします。
3. 当社は、本規約を適宜、任意に改定します。この場合、当社は、当社ホームページ上にて、これをパートナーに告知するものとし、パートナーは、改定日以降、変更後の規約の適用を受けるものとします。

第3条（本規約の目的）

本規約は、本業務に関する基本合意事項と諸条件を明らかにし、当社とパートナー間の本業務が円滑に執り行えることを目的とします。

第4条（登録）

1. パートナー申込者は、「新パートナー制度登録申込書」に必要事項を記入した上で、当社に本制度の申込を行うものとします。
2. パートナー登録は、前号の定めに従い自署または記名、並びに押印をした「新パートナー制度登録申込書」を当社に提出し、当社が承諾の上パートナーコードが発番され、当該「新パートナー制度登録申込書」に記載された申込日をもって本制度への登録が成立されるものとします。
3. パートナーは、パートナー登録の解除を希望する場合は、解約希望日の属する月の前月末日までに当社に当社所定の書面を提出することによりパートナー登録を解除できるものとします。

第5条（パートナーの取扱う個人情報について）

パートナーは、顧客の情報を当社に紹介するときは、事前に顧客の承諾を得た上で当社に紹介するものとします。なお、パートナーは、第13条および第14条の定めに則り顧客の情報を取り扱わなければならないものとします。

第6条（対象商品）

対象商品および本業務は、次の各号のとおりとします。

- (1) BGM：Usen440、SOUND PLANET、SOUND PLANET - i、USEN♪LTE、musicAirBee!への加入
- (2) カラオケ事業：当社の指定するカラオケ機種（※1）の販売またはレンタル
- (3) その他：ヒトサラ、SAVOR JAPAN、USEN SPOT への加入、NTT フレッツ光（※2）への加入、U レジ、U レジ TTO、U レジ Beauty、U レジ Healthcare、U レジ Store、U リザ Beauty、U レコへの加入、UPLink への加入、事業者向け損害保険への加入、クレジットカード決済端末とその紹介、LED 照明レンタルの紹介、高圧電力（※3）、低圧電力（※4）の取次、デンタル・コンシェルジュへの加入、USEN キッズコーナーDVD への加入、日本の山水への加入。

- ※1 カラオケは、機種により販売・レンタルの取扱いが異なります。詳細は当社担当営業へご確認ください。
- ※2 NTT フレッツ光は、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」といいます。）が提供する B フレッツ、フレッツ 光ネクストもしくは、西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」といいます。）が提供する B フレッツ、フレッツ・光プレミアム、フレッツ 光ネクストが対象となります。
- ※3 高圧電力の供給対象エリアは、関西電力株式会社、中部電力株式会社、東北電力株式会社、九州電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、北陸電力株式会社のエリアとなります。
- ※4 低圧電力の供給対象エリアは、関西電力株式会社、中部電力株式会社、東北電力株式会社、九州電力株式会社のエリアとなります。

第7条（パートナー手数料）

1. 当社は、パートナー手数料について、下表通り定めるものとします。

商品・サービス	単位	パートナー手数料
業務用音楽放送サービス	契約	10,000 円
OTORAKU	契約	10,000 円
当社指定のカラオケ機種	台数	30,000 円
USEN SPOT	契約	3,000 円
NTT フレッツ光 / USEN 光（新規）	契約	20,000 円
USEN PAYGATE（CAT 紹介含む）	店舗	5,000 円
USEN ♪LTE（単体）	契約	3,000 円
U レジ	契約	20,000 円
U-Order	契約	10,000 円
U レジ TTO	契約	20,000 円
U レジ Beauty	契約	20,000 円
U レジ Healthcare	契約	20,000 円
U レジ Store	契約	20,000 円
U リザ Beauty	契約	5,000 円
U レコ	契約	5,000 円
事業者向け損害保険	店舗	10,000 円
高圧電力	供給場所	25,000 円
低圧電力	供給場所	3,000 円
UPLink	契約	20,000 円
USEN キッズコーナーDVD	店舗	5,000 円
LED 照明レンタルサービス	店舗	5,000 円
日本の山水	契約	3,000 円
ヒトサラ	契約	10,000 円
SAVOR JAPAN	契約	5,000 円
デンタル・コンシェルジュ スタンダード	契約	30,000 円
デンタル・コンシェルジュ WEB 掲載	契約	10,000 円
music AirBee!	契約	5,000 円
SOUND PLANET-i（HOME MIX）	契約	

消費税等別

2. 前項の定めにかかわらず、成約となった契約の初期費用が当社の定める料金を下回る場合、パートナー手数料は一律で 3,000 円（消費税等別）となります。

(手数料の支払条件)

パートナーによる顧客の紹介案件が成約され、当該顧客より初期費用の入金を当社が確認後、当社はパートナーに対し、当該入金確認日の属する月の翌月末日に振込みにてパートナーが指定する金融機関の口座へパートナー手数料を支払います。なお、振込みに掛かる手数料は当社で負担いたします。また、支払日が金融機関の休業日である場合は翌営業日とします。

第8条 (販売奨励金)

1. 当社は、当社が顧客よりポイント付与の対象となる対象商品（以下「ポイント対象商品」といいます。）の初期費用及び初回の月額利用料の受領を確認した場合、顧客の契約数に応じて、表<付与ポイント>に定めるポイント数をパートナーへ付与するものとします。
2. 当社はパートナーに対し、年間2回（1回目：9月～2月、2回目：3月～8月を対象期間とする）、対象期間中の合計のポイント数に応じて表<販売奨励金額>に定める販売奨励金額を支払うものとします。

表<付与ポイント>

ポイント対象商品	ポイント数 (単位：ポイント)
事業者向け BGM (Usen440、SOUND PLANET、SOUND PLANET-i、OTORAKU)、カラオケ、ヒトサラ、NTT フレッツ光、クレジットカード決済端末、LTE (単体)、U レジ、U レジ TTO、U-Order、U レジ Beauty、U レジ Healthcare、U レジ Store、U リザ Beauty、U レコ、UPLink、事業者向け損害保険、高圧電力、低圧電力、キッズコーナーDVD、デンタル・コンシェルジュ (スタンダード/WEB 掲載)、LED 照明レンタル、USEN SPOT、日本の山水、個人宅向け BGM (musicAirBee!、SOUND PLANET-i HOME MIX)	1

表<販売奨励金額> 消費税等別 (単位：円)

ステージ	6ヶ月間のポイント数	販売奨励金額
ブロンズ	3～5 ポイント	ポイント数×1,000 円
シルバー	6～11 ポイント	ポイント数×2,000 円
ゴールド	12～17 ポイント	ポイント数×3,000 円
プラチナ	18～23 ポイント	ポイント数×5,000 円
ダイヤモンド	24～29 ポイント	ポイント数×10,000 円
VIP	30 ポイント以上	ポイント数×15,000 円

第9条 (販売奨励金の支払いの条件)

当社は、当社が顧客より、毎年、(i) 当年3月から当年8月末日までのポイントに対し当年10月末日に、(ii) 当年9月から翌年2月末日までのポイントに対し翌年4月末日に、パートナーが指定する金融機関口座に振込により販売奨励金をパートナーへ支払うものとします。なお、振込みに掛かる手数料は当社で負担いたします。また、支払日が金融機関の休業日である場合は翌営業日とします。

第10条 (その他)

- ・ パートナーは、本規約による権利義務について、当社の書面による承諾無く第三者に譲渡することはできません。
- ・ 当社は、パートナーが本規約若しくは関係諸法令に違反した場合は、登録を解除することができるものとします。
- ・ 当社は、パートナーが営業又は資産の状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるときは、登録を解除することができるものとします。
- ・ 前二項の場合、パートナーは直ちに本規約に基づく活動を停止するものとします。
- ・ 前項またはパートナーの責に帰すべき事由により、当社若しくは顧客に損害を与えたときは、パートナーはその損害を賠償するものとします。
- ・ パートナーは、本規約ならびに関係諸法令を遵守するほか、本規約に定めのない事項については、双方ともに誠意を以って善処するものとします。
- ・ パートナーの紹介に必要な書類等は、原則として当社が提供するものとします。
- ・ パートナーが紹介した顧客が、(i) 他のパートナーまたは、パートナー以外の当社の代理店からの紹介と重なる場合、または (ii) 既に対象商品に係る当社との契約がある場合、には、パートナー手数料の対象外とします。
- ・ パートナー登録成立後、1年間のうちに、パートナーからの紹介により成約となる案件が無い場合、パートナーの資格が失効するものとします。

第11条（当社の商標などの使用）

1. パートナーは、本業務を遂行するうえで、当社の商号や商標（対象商品によっては第三者の商号、商標を含む）を使用する場合、当社が提供もしくは指示をする説明書、マニュアルなどに従い、これを本業務の目的の範囲内においてのみ適切に使用するものとします。
2. 当社は、パートナーが前二項に従い当社の商号や商標を使用する限りにおいて、その使用の対価を無償とするものとする。

第12条（個人情報の保護）

1. パートナーは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を理解し、これを遵守するものとし、顧客の情報は当該法律における個人情報となることを認識するものとします。
2. パートナーは、本業務を遂行するうえで、当社に紹介した顧客の個人情報が当社の重要な情報であることを認識し、当社の指示に従い本業務の目的の範囲内でのみ使用するものとし、第三者に開示、漏洩してはなりません。
3. パートナーは、当社の書面による承諾なくして、当社に紹介した顧客の個人情報を複写、複製、データベース化などしてはならないものとします。また、当社より当該顧客の個人情報の利用方法、および当該顧客の個人情報の全部または一部を消去、変更、返却するよう指示があった場合には、直ちにこれに応じなければなりません。

第13条（守秘義務）

1. パートナーは、本業務に基づき知り得た当社の営業上の秘密情報ならびに技術的な秘密情報、ノウハウ、経営情報、顧客の営業上の秘密情報ならびに個人情報など（以下「秘密情報」といいます。）を秘密に保持し、第三者に開示、若しくは漏洩し、あるいは、本業務を遂行する以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとします。
2. パートナーは、当社より秘密情報を含む資料、設計書、各種媒体ならびに機材などを貸与または提供を受けた場合、当該資料、設計書、媒体ならびに機材などを善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければならないものとします。
3. パートナーは、前二項の規定に関わらず、次の秘密情報については秘密保持義務を負わないものとする。
 - (1) 開示を受ける際に、すでに自ら所有または第三者から入手していたことを立証できる情報
 - (2) 開示を受ける際に、すでに公知公用であった情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知公用となった情報
 - (4) 自らが独自に創作した情報

第14条（反社会的勢力排除に関する表明）

1. パートナーは、パートナー登録時および当該登録後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
2. パートナーが次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくパートナー登録を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に属していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力団行為、または脅迫的言辞を用いたこと
3. 前項各号のいずれかに該当したパートナーは、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第15条（合意管轄裁判所）

パートナーおよび当社は、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

以上

改定日：2018年11月1日